

最高人民会議における軍人数

日本の国会に相当する最高人民会議には、政府の組織や法律の制定、予算の承認などの機能が定められている。しかし、朝鮮では建国以来、政権党である朝鮮労働党の支配が貫徹しており、通常これらの機能に関して、最高人民会議で討議がなされる前に党で該当する決定が下されていることはよく知られている。

最高人民会議の代議員選挙も同様に形骸化している。最高人民会議の代議員は直接選挙で選ばれるが、候補者はあらかじめ党によって選ばれて各選挙区に1人ずつ配置され、投票者はその候補者に対して賛成か反対かという2つの選択肢しかない。そして実際に、最高人民会議のみならず、日本の県に相当する道の人民会議、市・郡人民会議の代議員選挙でも、常に投票率と賛成投票率がほとんど100%という選挙結果が発表されており、後者の選択が事実上なされていないことを示している。とくに最高人民会議の代議員候補者については、選挙区に直接縁のない人物が候補者として配置されている場合も多く、その場合は、投票者は本人を直接目にすることも話を聞くこともないまま賛成投票をしていることになる。

とはいえ、朝鮮で最高人民会議の代議員であることが社会的に無意味なわけではない。代議員になるということは、国家的な地位と名誉を与えられるに値する人物であると認められたことを意味する。また、代議員は日常的に最高人民会議に関する仕事をしているわけではなく、通常ほかに常勤の職業をもっているが、逆にその常勤の機関、団体、企業、農場などは最高人民会議に代議員を出すことによってその社会的地位を向上させることができる。そのため軍隊から選ばれる代議員の数は軍隊そのものの社会的地位を表しているといえる。

ところで、前章で述べたとおり、朝鮮の軍隊は1993年に大きくその兵員数を拡

大した。最高人民会議の代議員選挙は1990年に第9期の選挙が実施され、1998年に第10期の選挙が実施されたが、代議員のなかの軍人の数は公表されなかった。それゆえ1993年の兵員数の増加が代議員のなかの軍人の数にいかんにか反映されたのか、はつきりしない。また、後述するように、1992年に最高人民会議の選挙制度が変更されており、この変更が軍人の代議員の選出にいかなる影響を与えたのかも議論されたことがない。そこで、本章では、第9期以降の最高人民会議の代議員のなかの軍人の代議員について、その人数上の変化とともに選挙制度上の変更の影響について明らかにしたい¹⁾。

1 最高人民会議代議員のなかの軍人

これまで最高人民会議代議員の職業別分類は各期最初の本会議の開催時に資格審査委員会により発表されてきた。しかし、そのなかで軍人数が具体的に公表されるようになったのは2009年3月8日に選出された第12期代議員以降である。そのため、第11期以前の最高人民会議代議員については、当選者名簿の代議員名を1人1人、党機関紙『労働新聞』や政府機関紙『民主朝鮮』などのそれまでの報道と照合することで軍人かどうかを確定することによって軍人数を割り出さざるを得ない²⁾。この作業の結果、1990年4月22日の選挙で選出された最高人民会議第9期代議員687人のうち軍人は82人であること、1998年7月26日の選挙で選出された代議員687人のうち軍人は118人であることがわかった。そして、最高人民会議第9期代議員のなかで軍人が占める割合は11.9%、同じく第10期のそれは17.2%であることが算出される。したがって、1990年3月に選出された最高人民会議

1) 本章は、第1章同様、筆者が2012年に朝鮮史研究会の論文集にて発表した論文の一部を、新たな資料によって加筆修正したものである(中川2012)。

2) 公式発表された最高人民会議代議員名簿に関して、各代議員の職業を特定する作業は一般財団法人ラヂオプレスでも行われている。そこでは、第9期の代議員のなかの軍人数が45人、第10期のそれが88人、第11期のそれが83人といった数字が発表されている(『北朝鮮政策動向』第277号;第348号;第486号)。しかし、ラヂオプレスでは、政府機関や報道機関に情報をいち早く伝えることが優先されるあまり、分析にかかる時間が少ないことや組織内で蓄積された情報が政治分野に偏りがちであるという性格のため、経済部門から選出された代議員をカウントできていないといったことがあり、正確さに問題がある。

表2-1 最高人民会議代議員のなかの軍人数(第9～14期)

	第9期 (1990年4月 22日投票)	第10期 (1998年7月 26日投票)	第11期 (2003年8月 3日投票)	第12期 (2009年3月 8日投票)	第13期 (2014年3月 9日投票)	第14期 (2019年3月 12日投票)
代議員数(人)	687	687	687	687	687	687
うち軍人数(人)	82	118	119	116	118	118
うち軍人の占める割合(%)	11.9	17.2	17.3	16.9	17.2	17.2

(出所)『労働新聞』などの公式発表をもとに筆者作成。

第9期代議員と比べて、1998年7月に選出された同第10期代議員のなかの軍人は人数、割合ともに大きく増加していたことがわかる。

ところで、第12期以降の最高人民会議の代議員の構成については軍人の占める割合が公表されており、第10期以降、軍人の占める割合は17.0%前後、人数は116～119人でほぼ固定されたものになっていることがわかる(表2-1)。

2 軍隊選挙区の設置

前章で述べたとおり、1993年の核危機の時期に朝鮮の軍隊は32万人から69万1000人と37万1000人増加した。1998年7月に選出された最高人民会議第10期代議員のなかの軍人数が1990年4月に選出された第9期代議員のなかのそれと比べて大きく増加したのは、軍隊そのものの拡大がその原因のひとつであることは間違いない。ただし、代議員の増加は選挙制度の変更とも関連したものであることには注意しなければならない。

最高人民会議代議員選挙では、1948年の建国のときからひとつの選挙区から1人の代議員が選出されることになっており、選挙区は行政区画の人口をもとに、当初は5万人に1個を基準に設置された³⁾。1962年からは8月8日付最高人民会議常

3) 1948年8月25日に実施された最初の最高人民会議代議員選挙では、複数の候補者が登録された選挙区もあった。この最高人民会議代議員は北朝鮮内で選出された212人と南朝鮮人民代表者大会で選出された360人で構成されることになったが、このうち北朝鮮内に設置された212個の選挙区に227人の候補者が登録し、212人が当選したことが発表された(『朝鮮中央年鑑1950』1950, 54, 222)。

任委員会政令「最高人民会議代議員選挙に関する規定」によって1個の選挙区を設置する基準が3万人になった。この基準は1990年4月22日の第9期の選挙まで維持された。そしてその間、選挙区は各期の選挙に際して当時の人口に合わせて設置された(表2-2)。そして、軍隊での選挙に関しては、地域別の選挙区のもとに選挙分区が部隊に設置された。

ところが、以降の最高人民会議代議員選挙では選挙区の数第9期の687人に固定されるようになった。しかも、1991年の人口は2096万人となり、687個の選挙区ではひとつの選挙区に平均3万0500人の人口となってしまう、それまでの3万人の基準では選挙区の設定に支障が出るようになっていた。1992年に10月7日付最高人民会議常設会議決定第24号によって制定された選挙法はこの問題を解決する意味をもっていた。この法律ではそれまで選挙区の設置基準と適用されていた3万人という基準がなくなり、選挙区の数固定して逆に設置基準の人口を変更することが可能になった⁴⁾。

実際に、1998年4月の第10期の代議員選挙では第9期と同じく687個の選挙区から687人が当選し、以後、第14期までこの687個の選挙区数が維持された(表2-3)。第10期の選挙において、同年の人口は2255万4000人であり、ひとつの選挙区当たり平均人口は3万2800人であった。

1992年の選挙法は選挙区設定の基準人口に融通性を与えたことにとどまらず、選挙制度そのものの変更も定めた。それは、これまでの地方別の選挙区に加えて新たに軍隊独自の選挙区を設置することであった。そして、軍隊選挙区は、最高人民会議第10期代議員選挙の選挙委員会を組織したことに関する1998年6月6日の報道のなかで軍隊にも選挙委員会が組織されたことが発表され、その設置が間接的に示された(『労働新聞』1998年6月6日)。

軍隊選挙区の数設置の時点でも、また、選挙が実施されたのちの報道でも秘匿された。当時の政治指導部は軍事機密などを考慮して軍隊選挙区の詳細を明らかにすることをためらったようである。1998年7月27日に発表された代議員当選者名簿では、選挙区に関してその番号と当選者の名前のみ発表され、選挙区の地

4) 1992年の選挙法について、当時その条文は公表されなかったが、日本では1995年に『統一評論』でこの翻訳と解説が発表された(大内1995a; 1995b)。

表2-2 最高人民会議選挙区数と人口(第1～9期)

	選挙区(個)	人口(万人)	選挙区当たり人口 (万人)	選挙区設置基準 人口(万人)
第1期(1948年8月 25日投票)	212	925.6(1946年)	4.4	5.0
第2期(1957年8月 27日投票)	215	935.9(1956年)	4.4	5.0
第3期(1962年10月 8日投票)	383	1078.9(1960年)	2.8	3.0
第4期(1967年11月 25日投票)	457	1240.8(1965年)	2.7	3.0
第5期(1972年12月 12日投票)	541	1461.9(1970年)	2.7	3.0
第6期(1977年11月 11日投票)	579	1596.6(1975年)	2.8	3.0
第7期(1982年2月 28日投票)	615	1777.4(1982年)	2.9	3.0
第8期(1986年11月 2日投票)	655	1906.0(1986年)	2.9	3.0
第9期(1990年4月 22日投票)	687	2000.0(1989年)	2.9	3.0

(出所)『労働新聞』、『朝鮮中央年鑑』,朝鮮民主主義人民共和国国家計画委員会中央統計局(1961)などの公式発表をもとに筆者作成。

表2-3 最高人民会議代議員数と人口(第10～14期)

	選挙区(個)	人口(万人)	選挙区当たり人口 (万人)	選挙区設置基準 人口(万人)
第10期(1998年7月 26日投票)	687	2255.4(1998年)	3.3	—
第11期(2003年8月 3日投票)	687	2296.3(2000年)	3.3	—
第12期(2009年3月 8日投票)	687	2405.2(2008年)	3.5	—
第13期(2014年3月 9日投票)	687	2475.9(2013年)	3.6	—
第14期(2019年3月 12日投票)	687	2528.7(2017年)	3.7	—

(出所)『労働新聞』、『朝鮮中央年鑑』,朝鮮民主主義人民共和国国家計画委員会中央統計局(1961)などの公式発表をもとに筆者作成。

名は伏せられた（『労働新聞』1998年7月27日）。

しかし、選挙区の地名を隠蔽したとしても、当選者の名前からその所属を割り出すことや、また再選された当選者の以前の選挙区を比較することなどを通じて、少なくとも選挙区の位置を道レベルで知ることができる。こうした作業によって、第10期代議員のなかに軍隊選挙区が、第627号選挙区から第687号選挙区まで都合61個設置されていることが判明した。したがって、第10期代議員687人のなかの軍人数は118人であり、うち61人が軍隊の選挙区から出ており、57人が地方ごとに設置された選挙区から出ていることがわかる。第11期以降は選挙区の地名が再び公表されるようになり、軍人選挙区は山あるいは川の名前が付けられ、軍隊選挙区の数を容易に知ることができるようになった。それとともに、第10期以降、軍人選挙区は61～62個設置され、これとは別に地方の選挙区でも55～58人の軍人が代議員に選出されていることもわかる（表2-4、表2-5）。

3 軍隊選挙区に対する優遇

先に述べたとおり、1998年の最高人民会議第10期代議員選挙ではひとつの選挙区の平均人口は3万2800人である。1993年の兵員数増加分37万1000人を1998年に代議員の軍人数の増加分に反映させたならば、11人増となることになる。しかし、実際に、1998年に選出された代議員のうちの軍人は118人であり、1990年のその82人より36人の増加であった。これは兵員数増加分をそのまま反映した場合に比べて3.3倍である。したがって、1998年の選挙における軍人代議員の増加は単に軍隊の規模の増加分を反映しただけのものではないといえる。

そこで、地域別の選挙区と軍隊の選挙区について、選挙区内の人口を比較してみよう。1998年の選挙では、同年の兵員数を除いた人口が2052万2000人であり、地方選挙区が626個であるため、地方選挙区は平均人口3万2700人につき1個設置されたことがわかる。これに対して、軍隊選挙区は、人口が兵員数と等しく、兵員数は直近の2000年で69万2000人と同じであるとみなされ、選挙区が61個あることから、兵員数1万1000人につき1個設置されたことがわかる。したがって、軍隊選挙区は地方選挙区の3分の1の人口で組織されたのである。

表2-4 最高人民会議代議員選挙区と軍人数(第9～11期)

行政区域	第9期 (1990年4月22日投票)		第10期 (1998年7月26日投票)		第11期 (2003年8月3日投票)	
	選挙区	軍人	選挙区	軍人	選挙区	軍人
平壤市	1～104 (104人)	23人	1～82 (82人)	19人	1～82 (82人)	8人
平安南道	105～193 (89人)	10人	83～166 (84人)	3人	83～166 (84人)	6人
平安北道	194～272 (79人)	11人	167～243 (77人)	2人	167～243 (77人)	2人
慈江道	273～310 (38人)	3人	244～280 (37人)	2人	244～280 (37人)	1人
黄海南道	311～374 (64人)	6人	281～340 (60人)	1人	281～340 (60人)	1人
黄海北道	375～425 (51人)	6人	341～385 (45人)	6人	341～395 (55人)	6人
江原道	426～474 (49人)	7人	386～425 (40人)	6人	396～435 (40人)	10人
咸鏡南道	475～564 (90人)	5人	426～509 (84人)	6人	436～519 (84人)	15人
咸鏡北道	565～629 (65人)	5人	510～573 (64人)	3人	520～583 (64人)	8人
两江道	630～650 (21人)	2人	574～593 (20人)	2人	584～603 (20人)	1人
開城市	651～662 (12人)	2人	594～603 (10人)	3人	黄海北道に吸収	
南浦市	663～687 (25人)	2人	604～626 (23人)	4人	604～626 (23人)	0人
軍事部門	設定されず	—	627～687 (61人)	61人	627～687 (61人)	61人
合計	(687人)	82人	(687人)	118人	(687人)	119人

(出所)代議員名簿を『労働新聞』,朝鮮中央通信などと照合することにより筆者作成。

表2-5 最高人民会議代議員選挙区と軍人数(第12~14期)

行政区域	第12期 (2009年3月8日投票)		第13期 (2014年3月9日投票)		第14期 (2019年3月12日投票)	
	選挙区	軍人	選挙区	軍人	選挙区	軍人
平壤市	1~82 (82人)	8人	1~81 (81人)	7人	1~81 (81人)	8人
平安南道	83~188 (106人)	2人	82~104 167~225 (81人)	5人	82~163 (82人)	3人
平安北道	189~266 (78人)	0人	225~302 (78人)	2人	226~302 (77人)	3人
慈江道	445~480 (36人)	4人	427~461 (35人)	4人	427~461 (35人)	3人
黄海南道	267~327 (61人)	5人	308~364 (57人)	6人	303~364 (62人)	6人
黄海北道	389~444 (56人)	4人	365~426 (62人)	9人	365~426 (62人)	10人
江原道	481~517 (37人)	4人	462~499 (38人)	2人	462~499 (38人)	4人
咸鏡南道	518~603 (86人)	12人	500~579 (80人)	14人	500~579 (80人)	10人
咸鏡北道	604~667 (64人)	12人	580~636 (57人)	5人	580~636 (57人)	2人
两江道	668~687 (20人)	4人	637~656 (20人)	2人	637~656 (20人)	5人
南浦市	平安南道に統合		657~682 (26人)	0人	657~682 (26人)	1人
羅先市	—		683~687 (5人)	0人	683~687 (5人)	1人
軍事部門	328~388 (61人)	61人	105~166 (62人)	62人	164~225 (62人)	62人
合計	(687人)	116人	(687人)	118人	(687人)	118人

(出所)代議員名簿を『労働新聞』,朝鮮中央通信などと照合することにより筆者作成。

次に、選挙区内の有権者数で比較してみよう。有権者に関する統計は公表されていないため、1993年センサスと2008年センサスから推計するしかない。有権者は1972年以来17歳以上となっているが、センサスの年齢別構成は1993年センサスでは兵員数を含まないものであるのに対して、2008年センサスでは兵員数を含めたものになっており、兵員数を含まない人口統計は16歳以上のものだけである。一方、軍隊は1970年代後半に徴募年齢を17歳から16歳に引き下げたが、兵員数に関する年齢別統計は発表されていないため、1998年の有権者数に関しては少し複雑な計算で推計せざるを得ない。そこで、まず、1993年から2008年までの16歳以上の人口について、兵員数を含めた年平均増加率と含めない年平均増加率を計算し、それらの増加率を17歳以上の人口に適用して、1998年の17歳以上人口を、兵員数を含めたものと含めないものそれぞれを推計するという方法をとる。

兵員数を含まない16歳以上人口は1993年に1447万6000人、2008年に1736万7000人であり、この間の年平均増加率は1.22%と算出される。兵員数を含めた16歳以上人口は1993年に1516万7000人、2008年に1806万9000人であり、この間の年平均増加率は1.17%と算出される。1993年の兵員数を含まない17歳以上人口は1419万6000人であり、兵員数を含まない16歳以上人口の平均増加率1.22%を適用すると、1998年の兵員数を含まない17歳以上人口1508万4000人が算出される。2008年の兵員数を含む17歳以上人口は1730万1000人であり、兵員数を含む16歳以上人口の平均増加率1.17%から逆算して、1998年の兵員数を含む17歳以上人口1570万2000人が算出される。これらの数字から1998年の17歳以上の兵員数61万8000人も算出される。

したがって、17歳以上の有権者で比較すると、1998年選挙に関して、626個の地方別選挙区は有権者数が1508万4000人であり、選挙区1個当たりの有権者数は2万4000人である。これに対して、61個の軍隊選挙区では有権者数が61万8000人であり、選挙区1個に対して有権者は1万人である。したがって、日本でいう「1票の重み」に相当する代議員1人当たりの有権者数で、軍人選挙区は地方選挙区の2.4倍の格差が当初から設けられていたといえる。

この優遇は2009年の選挙でも維持されていることを確認することができる。直近の2008年センサスでは、17歳以上の兵員数を含まない人口が公表されていないが、1993年センサスでの兵員数を含まない17歳以上の人口1419万6000人に

兵員数を含まない16歳以上の年人口増加率1.22%を適用することにより、1703万1000人が算出される。そして、2008年センサスでの兵員数を含む17歳以上の人口は1764万6000人であり、17歳以上の兵員数は61万5000人と算出される。したがって、626個の地方別選挙区の有権者数は1703万1000人、すなわち選挙区1個当たりの有権者数は2万7000人、61個の軍隊選挙区の有権者数は61万5000人、すなわち選挙区1個当たりの有権者数は1万人となり、2.7倍の格差が存在することになる。

まとめ

1993年に軍隊の兵員数は大きく増加し、1998年に実施された最高人民会議第10期代議員選挙でも軍人の代議員の数が増加したが、その増加分は兵員数の増加分から計算される軍人の代議員の増加分の3.3倍に相当するものであった。しかも、1992年に制定された選挙法で軍隊選挙区の設置が定められ、1998年の選挙に際して、地方ごとの選挙区の3分の1の人口で軍隊選挙区は設置された。これは有権者数でみても軍隊選挙区と地方ごとの選挙区の格差は1998年で2.4倍、2009年で2.7倍、軍隊選挙区に有利になっていることが確認される。すなわち、最高人民会議において、軍人の代議員は数の上でも、選出制度でも際立って優遇されており、高い地位を与えられているのである。

ただし、地位が高いからといって強い権限をもつとは限らない。最高人民会議の機能が形骸化している以上、軍人が最高人民会議の代議員になったところで国家の政策に関する実質的な権限はない。もし、最高人民会議が異なる意見がぶつかり合う場となったとしても、軍人の代議員数は多数決で勝つほどのものではない。軍人の代議員数の増加は軍隊の社会的な権威を強化したことを示しており、軍隊のもつ政治的影響力が大きくなったことを意味するのではない。

〔文献目録〕

〈日本語文献〉

- 大内憲昭 1995a.「朝鮮民主主義人民共和国各級人民會議代議員選挙法（上）」『統一評論』(361), 1995年7月.
- 1995b.「朝鮮民主主義人民共和国各級人民會議代議員選挙法（下）」『統一評論』(362), 1995年8月.
- 中川雅彦 2012.「朝鮮民主主義人民共和国の兵員数」『朝鮮史研究会論文集』第50集.
『北朝鮮政策動向』(各号) 一般財団法人ラヂオプレス.

〈朝鮮語文献〉

- 조선 민주주의 인민 공화국 국가 계획 위원회 중앙 통계국 [朝鮮民主主義人民共和国国家計画委員會中央統計局] 1961.『1946~1960조선 민주주의 인민 공화국 인민 경제 발전 통계집 [1946~1960 朝鮮民主主義人民共和国人民經濟發展統計集]』평양 [平壤], 국립출판사 [国立出版社].
- 『조선중앙년감 [朝鮮中央年鑑](各年版)』평양 [平壤], 조선중앙통신사 [朝鮮中央通信社].
- 『로동신문 [勞働新聞]』평양 [平壤], 로동신문사 [勞働新聞社].
- 『민주조선 [民主朝鮮]』평양 [平壤], 민주조선사 [民主朝鮮社].

©Masahiko Nakagawa 2025

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際」の下で提供されています。
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>



